

10-4 職員の研修について

1 研修の実施について

- 今般の介護保険法の改正により、平成18年4月から、公正・中立な立場から、地域における総合相談・支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント等を担う中核的機関として、地域包括支援センターが創設される。
- そこで、すでに6月27日の全国介護保険担当課長会議でお知らせしたとおり、地域包括支援センターにおける新たな業務を円滑かつ適切に実施することを目的として、地域包括支援センターの業務に従事する専門職員等を対象とした研修を実施することとするので、予算措置、受講予定者の選考など必要な準備を進めていただきたい。
- なお、研修の内容、受講のための手続等その詳細については、追って早急にお知らせすることとする。

2 研修の概要

(1) 研修の対象者

- ① 地域包括支援センターに従事予定の職員
- ② 地域包括支援センターの業務を受託予定の現任の介護支援専門員に対する研修指導者

(2) 研修内容・実施方法

- ① 地域包括支援センターに従事する予定の職員対象の研修

〔主な研修内容〕

- ・ 地域包括支援センターにおける具体的な業務内容について、実際の業務マニュアル等に基づき、専門職として業務実施に必要な知識

〔実施方法〕

- ・ 中央（国レベル）又はブロックごとに5回程度に分けて研修を行う。

- ② 地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員対象の研修指導者への研修

〔主な研修内容〕

- ・ 新予防給付に関するケアマネジメント手法等

〔実施方法〕

- ・ 中央（国レベル）において指導者研修を行う。

なお、当該指導者研修受講者は、各都道府県において、地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員に対して伝達研修を行う。

- なお、①及び②の研修ともに、1～2日程度の集合研修を想定している。

（３）研修の費用

- （２）①及び②の研修に要する費用については、「介護予防・地域支援事業」（国 1／2、県 1／2）において補助する予定である。

3 今後の進め方（現段階の予定）

- ・ 8月上旬 研修実施要綱（案）を提示
- ・ 11月～
 - ① 地域包括支援センターに従事する予定の職員対象の研修
 - ・ 準備が整った地方公共団体より順に、11月から1月までの間に、中央又はブロックごとに5回程度に分けて実施予定。
 - ② 地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員対象の研修
 - ・ 11月目途に中央（国レベル）において指導者研修を実施。
 - ・ 11月以降、本研修を受講した指導者は、各都道府県において、順次、実際に各地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員に対して伝達研修を実施。

※遅くとも、18年2月までには、地域包括支援センターの業務を受託する介護支援専門員に対する伝達研修を含め、関係者の研修を終了。